

側ノビラヲ粘布シ以テ防害ヲ為ス
(3) 解決ノ筈引ハ幹部ノ力足ラストナシ團員ハ安平花一ノ應援
ヲ求ム

一 事業主側

五月二十五日帝友館主ハ滿天下ノ皆様ハ声明書ト題スル字紙
團ノ中傷ニ対スル辨明的記事ヲ印刷セルビラヲ新聞ニ折込ミ
町内ニ配布

一 交渉状況

(1) 五月廿五日二十九日ノ二回ニ亘リ従業員側代表ハ調停者住
原町消防組頭林季吉ヲ訪問調停ヲ依頼セルカ双方ノ主張甚
隔甚敷何等進展ヲ見セズナシ
(2) 五月三日組合代表田中弥一ハ林ヲ訪ヒ解雇者四名解雇年
八月給四ヶ月分ニ譲歩シタルモ林ハ七名解雇年廿二月
ヲ主張シテ纏ラス

(3) 安平花一永見正徳等ハ林ト数談ノ折衝ヲ行ヒタルカ五名解
雇年當ニ十月半字紙中ノ給料等三百八十圓支給ニ内交渉
纏メタリ

(4) 六月十一日調停者林季吉事業主加藤作治従業員代表安中永
見等會見交渉ノ上前記覚書ノ通り圓滿解決セリ

一 警察事項

- (1) 五月二十九日午後七時三十分頃帝友館飲室中男便所ヨリ三
匹ノ緋蛇ヲ發見ス
- (2) 五月三十日午後八時頃五友田飲ニアムモニヤ飯ヲ持込リ酒
下寒席ニ撤布セルモアリ帝友飯ニテモクレーゾールアマモ
ニヤヲ婦人席ニ持込リタレモノアリ
- (3) 五月三十一日午前十時頃富川所所並大和サツシニ警署署長
ノ為組合様ノ押立ヲ原所山一三先ヲ禁止致シ高鳴通行
セル字紙團員七名中高田北川ノ二名ハ在厚署ニ一時檢束ヲ